



平成 30 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 日本電子株式会社
代表者名 代表取締役社長 栗原 権右衛門
(コード番号 6951 東証第一部)
問合せ先 取締役兼常務執行役員 経営戦略室長 大井 泉
TEL (042)543-1111

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年 6 月 27 日開催予定の当社第 71 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合および単元株式数の変更に係る定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

平成 30 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案および下記「3. 定款一部変更」に関する議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）にするとともに、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、当社株式について 2 株を 1 株にする併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成 30 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式 2 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 30 年 3 月 31 日現在）	97,715,600 株
株式併合により減少する株式数	48,857,800 株
株式併合後の発行済株式総数	48,857,800 株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合による影響等

本株式併合により、発行済株式総数は2分の1に減少いたしますが、純資産等に変動はなく、1株当たり純資産額は2倍となるため、株式市況変動等の他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 併合により減少する株主数

平成 30 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	5,304 名（100.00%）	97,715,600 株（100.00%）
2株未満	111 名（ 2.09%）	111 株（ 0.00%）
2株以上	5,193 名（ 97.91%）	97,715,489 株（100.00%）

(注) 上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、2株未満の株式のみご所有の株主様 111 名（その所有株式数の合計は 111 株）は、株主としての地位を失うこととなります。なお、当該株主様は、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、本株式併合の効力発生日（平成 30 年 10 月 1 日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（2分の1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	200,000,000 株
変更後の発行可能株式総数	100,000,000 株

(7) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款一部変更」に関する議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件に、平成 30 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

(ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合に係る効力発生日は平成 30 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 30 年 9 月 26 日となります。

3. 定款一部変更

(1) 変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に伴い、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するために、現行定款第 8 条（単元株式数）を変更するものであります。

また、本株式併合を行うことにより、会社法の定めに基づき、その効力発生日に現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更したものとみなされます。

なお、本定款一部変更は、株式併合の効力発生日である平成 30 年 10 月 1 日をもって効力を生じるものとする旨の附則を設け、本附則は、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2 億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 億株</u> とする。
(単元株式数) 第 8 条 当社の 1 単元の株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の 1 単元の株式数は、 <u>100 株</u> とする。
(新 設)	<u>附 則</u> <u>第 6 条および第 8 条の変更は、平成 30 年 10 月 1 日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は平成 30 年 10 月 1 日の経過後、これを削除する。</u>

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案および本定款一部変更に関する議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ① 取締役会決議日 | 平成 30 年 5 月 15 日 |
| ② 定時株主総会決議日 | 平成 30 年 6 月 27 日 (予定) |
| ③ 単元株式数の変更の効力発生日 | 平成 30 年 10 月 1 日 (予定) |
| ④ 株式併合の効力発生日 | 平成 30 年 10 月 1 日 (予定) |
| ⑤ 定款一部変更の効力発生日 | 平成 30 年 10 月 1 日 (予定) |

以上

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。

今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、2株を1株に併合いたします。

Q 3 単元株式数の変更、株式併合の目的を教えてください。

A. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、すべての国内上場会社の売買単位を100株に集約することを目標としています。

当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）にするとともに、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（2株を1株に併合）を実施いたします。

Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様がご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様がご所有の当社株式数は株式併合前の2分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は株式併合前の2倍となるからです。また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の2倍となります。

Q 5 受け取る配当金額はどうなるのでしょうか。

A. 株主様がご所有の当社株式数は株式併合により2分の1となりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（2株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数（1株に満たない株式）につきましても、当該端数に係る配当は生じません。

Q 6 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に2分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	1,501株	1個	750株	7個	0.5株
例②	1,000株	1個	500株	5個	なし
例③	999株	0個	499株	4個	0.5株
例④	200株	0個	100株	1個	なし
例⑤	199株	0個	99株	0個	0.5株
例⑥	1株	0個	0株	0個	0.5株

株式併合の結果、端数（1株に満たない株式）が生じた場合（上記の例①, ③, ⑤, ⑥のような場合）は、全ての端数を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。この代金は、平成30年12月頃にお支払いすることを予定しております。株式併合の効力発生前のご所有株式数が1株だけの場合（上記⑥の場合）、この1株については端数として処分させていただくこととなります。その結果、株式併合後に所有する株式が無くなりますので、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q7 端数が生じないようにする方法はありますか。

A. 株式併合の効力発生前に、单元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数の処分を受けないようにすることが可能です。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q8 株式併合後も单元未満株式が生じます。買取りをしてもらえますか。

A. 株式併合後においても、单元未満株式の買取制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q9 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A. 次のとおり予定しております。

平成30年6月27日 定時株主総会決議日

平成30年9月25日 1,000株単位での売買最終日

平成30年9月26日 100株単位での売買開始日

平成30年10月1日 单元株式数の変更および株式併合の効力発生日

平成30年10月下旬 株式割当通知の発送（予定）

平成30年12月上旬 端数相当分の処分代金のお支払い（予定）

Q10 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A. 特に必要な手続きはございません。

【お問合せ先】

株式併合および单元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人にお問合せください。

記

「株主名簿管理人」

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

東京都府中市日鋼町1-1

（郵送先）

〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電 話 0120-232-7111（通話料無料）

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

以上